

令和5年度 村民税
県民税

特別徴収の手引き

徴収は、
6月分から

高山村役場住民税務課税務係

〒382-8510 長野県上高井郡高山村大字高井4972

TEL 026-245-1100(代表)

026-214-9244(直通)

FAX 026-248-0066

退職・転勤等

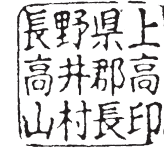
があった場合は異動届出書を
必ず提出してください

届出書類は高山村ホームページにも掲載しています。
(URL : <https://www.vill.takayama.nagano.jp/docs/614.html>)

令和5年 5月

特別徴収義務者様

長野県上高井郡高山村長 内山 信行



令和5年度 村民税 徴収義務者の指定について
県民税

村民税・県民税の特別徴収につきましては、毎年格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
地方税法第321条の4及び高山村村税条例第45条の規定により、貴事業所を令和5年度村・県民税の特別徴収義務者に指定します。

つきましては、令和5年度特別徴収関係書類を同封しますので、よろしく申し上げます。

令和5年度村民税・県民税特別徴収について

1. 徴収及び納入について

特別徴収とは、貴事業所で毎月の給与を支払う際、6月から翌年の5月までの12回に月割りした村・県民税額を給与受給者から差し引き、翌月の10日の納期限(休日等の場合は翌日)までに納入書により、一括(全員分の税額を合算)して納入いただく制度です。

なお、納期限(翌月10日が休日等の場合は翌日)までに納入されなかった場合は、納期限の翌日から納入のあった日までの期間の日数に応じて年14.6%(平成26年1月1日以後の期間については、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)の割合で「延滞金」が加算されます。

また、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%の割合{平成12年1月1日から平成25年12月31日まで前年11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)、平成26年1月1日以後の期間は各年の特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)}で計算した額の「延滞金」が加算されます。

※特例基準割合とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合。

別添の令和5年度村・県民税特別徴収税額通知書には、特別徴収人員と特別徴収税額の合計を記載しています。

2. 納入場所について

次の金融機関のうち、いずれかの金融機関を利用してください。

金融機関

八十二銀行	本店及び各支店
長野銀行	〃
長野信用金庫	〃
長野県信用組合	〃
長野県労働金庫	〃
ながの農業協同組合本所及び各支所	
ゆうちょ銀行(局払込取扱票に限る)	

3. 納入書について

- (1) 当村の納入書はOCR（光学文字読取方式）処理用の全国统一様式となっています。納入書は、6月から翌年の5月までそれぞれ月・納入金額が記入されていますので、納入する際はこの納入書により納入してください。
- (2) 納入金額に変更のある場合は、納付書の「納入金額(1)」欄を横線で抹消し、「納入金額(2)」欄に記入してください。
納入済通知書の裏面には、退職所得に係る「村民税、県民税納入申告書」がありますので退職手当等の支払いをした場合には、該当事項に記入してください。なお、徴収税額のある場合は、「納入金額(2)」欄の退職所得分に記入してください。
- (3) 数字は、はっきりと、ていねいに記入してください。

4. 異動届出書について

この届出書は「給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書」及び「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」が同じ様式になっております。異動があった場合は、すみやかに提出してください。この届出が遅れますと、これらの異動者の分まで特別徴収義務者の滞納額として残るため、督促状が送付されるほか、当村の事務処理が遅れることにより、納税者（退職者、転職者）が一度に多額の村・県民税を納めなければならないこととなりますので、特に注意してください。

(1) 転勤等により異動後の新勤務先で引き続き特別徴収ができる場合

旧勤務先（上段の事項を記入し、2枚を新勤務先へ回付）



新勤務先（下段の事項を記入し、1枚を提出、1枚は事業所の台帳に）



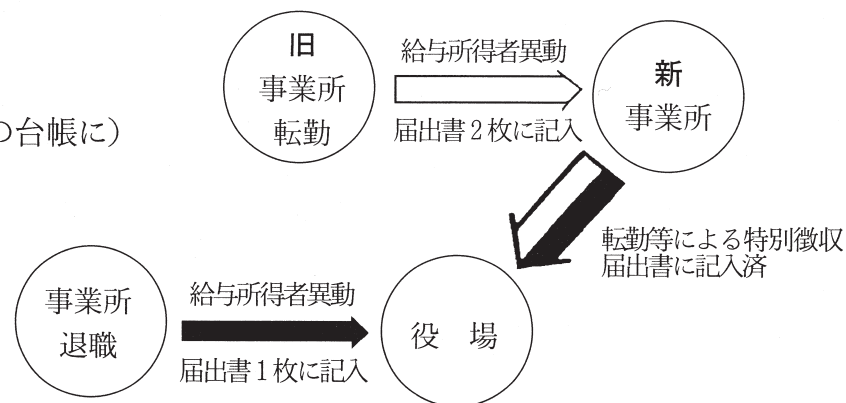
高山村役場住民税務課税務係へ

(2) 退職により特別徴収ができない場合

旧勤務先（上段の事項を記入し、1枚を提出）



高山村役場住民税務課税務係へ



5. 特別徴収税額の変更について

通知した税額に誤りがあったり、変更する必要がある時は、当村より特別徴収義務者並びに納税者あてに「税額変更通知書」を送付しますので変更された月割額により徴収してください。なお、通知前に既に徴収済となっている場合は翌月分で調整してください。

6. 退職者にかかる特別徴収税額の未徴収税額の一括徴収について

特別徴収の方法によって村・県民税を徴収されていた者が、中途退職した場合には、新たな勤務先において特別徴収の方法によって徴収することを継続するよう申し出た場合以外は、普通徴収の方法により未徴収税額を徴収することとなります。

ただし、次のような場合には特別徴収義務者が給料または退職手当を支払う際に、当該未徴収税額を一括徴収して翌月の10日（休日等の場合は翌日）までに納入してください。

- ① 令和5年6月1日から12月31日までに退職し、納税者から申し出があったとき。
- ② 令和6年1月1日から5月30日までの間において退職した場合で、当該退職者に対して5月31日までに支払われるべき給与または退職手当等で未徴収税額に相当する金額があるとき。

なお、この場合は、給与所得者異動届出書の中段、「一括徴収の申出」の欄に記載してください。

お 願 い

上記の①で納税者からの申し出がなくても、次のような場合は本人または遺族の了解を得て、未徴収税額を一括徴収し納入くださいますよう特にお願ひします。

- ・ 婚姻により退職する場合
- ・ 退職者が村外に転出する場合
- ・ 死亡の場合
- ・ 未徴収税額が少額である場合

未徴収税額の一括徴収しないものについては後日、「特別徴収より普通徴収への繰入分」として普通徴収の方法によって納付していただくこととなりますので、本人に申し添えてください。

7. 退職所得にかかる村・県民税の特別徴収について

退職所得に対する村・県民税は、所得税と同様に他の所得と区分して、退職手当等の支払われる際に税金を徴収するいわゆる現年分離課税とされています。（これを「分離課税に係る所得割」といいます。）

したがって、その税額の計算も退職手当等の支払者（これを「特別徴収義務者」といいます。）が行い、市町村へ納入する制度となっています。支払者は特別徴収した当月分の税金を「村民税
県民税納入申告書」（納入書と同一用紙で裏面になっています）に所要事項を記入し、その申告書を翌月の10日（休日等の場合は翌日）までに提出するとともに、申告した村・県民税を同日までに納入書により納入してください。

分離課税の所得割、その他村・県民税に関する相談は下記へお問い合わせください。

お問い合わせは **長野県高山村役場住民税務課税務係**

TEL 026-245-1100(代表)

026-214-9244(直通)

FAX 026-248-0066

退職・転勤等

**があった場合は異動届出書を
必ず提出してください**

届出書類は高山村ホームページにも掲載しています。
(URL : <https://www.vill.takayama.nagano.jp/docs/614.html>)

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

退職等で一括徴収する場合

記載例②

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

高山村長様 令和××年○○月△△日提出 (特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所)又は所在地	〒382-0800 上高井郡高山村大字高井□□番地									
	フリガナ	タカヤマ									
	氏名又は名称	株式会社 高山									
	代表者の職氏名印	代表取締役 高山 一郎									
	個人番号又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
給与所得者											
フリガナ	ナガノ タロウ										
氏名	長野 太郎 (旧姓)										
生年月日	大正昭和・平成・令和 50年1月1日										
個人番号	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
1月1日現在の住所	高山村大字高井4972番地										
給与の支払を受けなくなった後の住所	同上										
(ア) 特別徴収税額(年税額)	140,000 円										
(イ) 徴収済額	6 月から 8 月まで 35,600 円										
(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	9 月から 5 月まで 104,400 円										
異動年月日	××・8・31										

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者指定番号	143	
宛名番号	◇◇◇◇◇	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	総務課 給与係
	氏名	高山 花子
	電話	000-000-0000 (内線 1234)
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額
	1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) (9 月分で納入 (10月10日納期分)) 3. 普通徴収(本人が納付)
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、下欄に理由をご記入ください。		控除社会保険料額

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

退職日が6月1日～12月31日の場合は異動者の承認を得てください。1月1日～4月30日の場合は一括徴収が義務づけられていますので、承認は不要です。	異動者印	徴収予定	
一括徴収できない理由	長野	徴収予定月日	徴収予定額
○で囲んでください。 1. 5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等がないため。又は未徴収税額より少ないため。 2. その他理由		9・20	104,400 円
		徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)	
		104,400 円	

※死亡による退職の場合の未徴収税額については普通徴収の方法をとってください。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

※受給者番号とは、給与事務を行うにあたって給与所得者に付けている各事業所独自の番号です。

特別徴収義務者指定番号	受給者番号	課・係	新しい勤務先では
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒	氏名	月割額 円を
フリガナ		電話	月分から徴収し、納入します。
氏名又は名称		(内線)	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
代表者の職氏名印			納入書 要 ・ 不要

[提出先] 〒382-8510 上高井郡高山村大字高井 4972 番地 高山村役場 住民税務課税務係 特別徴収担当

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。

3 2 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。また、前勤務先が個人事業主の場合「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

1 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。

御注意

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

転勤等で特別徴収を継続する場合

記載例③

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

高山村長様 令和××年○○月△△日提出 (特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所)又は所在地	〒382-0800 上高井郡高山村大字高井□□番地									
	フリガナ	タカヤマ									
	氏名又は名称	株式会社 高山									
	代表者の職氏名印	代表取締役 高山 一郎									
	個人番号又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
給与所得者											
フリガナ	ナガノ タロウ										
氏名	長野 太郎 (旧姓)										
生年月日	大正昭和・平成・令和 50年 1月 1日										
個人番号	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
1月1日現在の住所	高山村大字高井4972番地										
給与の支払を受けなくなった後の住所	同上										
			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日					
			円	6月 月から	9月 月から						
			140,000	8月 月まで	5月 月まで	××・8・31					
				円	円						
				35,600	104,400						

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者指定番号	143	
宛名番号	◇◇◇◇◇	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	総務課 給与係
	氏名	高山 花子
	電話	000-000-0000 (内線 1234)
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須)	円 1,200,000
	(月 日納期分)	控除社会保険料額 円 168,000
	3. 普通徴収(本人が納付)	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

退職日が 6月1日～12月31日の場合は異動者の承認を得てください。 1月1日～4月30日の場合は一括徴収が義務づけられていますので、承認は不要です。	異動者印	徴収予定	
一括徴収できない理由		徴収予定月	徴収予定額
○で囲んでください。 1. 5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等がないため。又は未徴収税額より少ないため。 2. その他 理由			円
			円

※死亡による退職の場合の未徴収税額については普通徴収の方法をとってください。

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、下欄に理由をご記入ください。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

※受給者番号とは、給与事務を行うにあたって給与所得者に付けている各事業所独自の番号です。

特別徴収義務者指定番号	1234	受給者番号		課・係	庶務課 社員係	新しい勤務先では
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒382-0800 高山村大字高井5555番地		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	氏名	特徴 達	月割額 11,600 円を
フリガナ	トクチョウショウジ			電話	111-111-1111 (内線 222)	9月分から徴収し、納入します。
氏名又は名称	株式会社 特徴商事					新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 太郎					納入書 要・不要

[提出先] 〒382-8510 上高井郡高山村大字高井 4972 番地 高山村役場 住民税務課税務係 特別徴収担当

御注意
 4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。
 3 また、前勤務先が個人事業主の場合「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。
 2 「宛名番号」の欄には、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

高山村長様 令和 年 月 日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所)又は所在地	〒		
		フリガナ			
		氏名又は名称			
		代表者の職氏名印			
給与所得者		(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日
フリガナ		円	月から	月から	
氏名	(旧姓)		月まで	月まで	
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日		円	円	..
個人番号					
1月1日現在の住所					
給与の支払を受けなくなった後の住所					

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者指定番号		
宛番号		
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	
	氏名	
	電話	(内線)
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) (月分 で納入) (月 日納期分) 3. 普通徴収(本人が納付)	控除社会保険料額 円
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、下欄に理由をご記入ください。		

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

退職日が6月1日～12月31日の場合は異動者の承認を得てください。	異動者印	徴収予定		
1月1日～4月30日の場合は一括徴収が義務づけられていますので、承認は不要です。		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
一括徴収できない理由			円	
○で囲んでください。			円	
1. 5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等がないため。又は未徴収税額より少ないため。			円	
2. その他理由			円	

※死亡による退職の場合の未徴収税額については普通徴収の方法をとってください。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書 ※受給者番号とは、給与事務を行うにあたって給与所得者に付けている各事業所独自の番号です。

特別徴収義務者指定番号	受給者番号	課・係	新しい勤務先では
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地		氏名	月割額 円を
フリガナ		電話	月分から徴収し、納入します。
氏名又は名称		(内線)	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
代表者の職氏名印			納入書 要 ・ 不要

【提出先】〒382-8510 上高井郡高山村大字高井 4972 番地 高山村役場 住民税務課税務係 特別徴収担当

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 2 「宛番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛番号を記載してください。
 3 転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先へ送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

退職・転勤等

があった場合は異動届出書を
必ず提出してください

届出書類は高山村ホームページにも掲載しています。
(URL : <https://www.vill.takayama.nagano.jp/docs/614.html>)